

第44号議案

島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

島根県立男女共同参画センター条例（平成11年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号を次のように改める。

- (4) センター外施設等（その維持管理をセンターの施設及び設備と一体として行うことが適当であると知事が認めるセンターに近接する施設及び設備をいう。以下同じ。）の維持管理に関する業務

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。